

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 各主体の役割の明確化

地域福祉の主役は、地域で生活している町民一人ひとりです。住んでいる地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、町の取組みに加え、町民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割をはたしながら協議していくことが重要となります。

主体	役割	概要
町民	地域福祉活動の実践者	地域における福祉活動を積極的に展開します。
福祉事業者	専門的な福祉サービスの提供・実践者	専門知識・技術を活かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供します。
商工業者・企業・大学・高校等	地域福祉活動の実践や協力者	地域貢献を行い、福祉の視点に立った取組みを展開します。地域振興・提携など地域との共生を推進します。
社会福祉協議会	地域と行政の橋渡し役	地域の団体間の連携や行政との連携をコーディネートし、地域における福祉活動を推進します。
町(行政)	地域福祉推進のための仕組みづくりを行う役	地域での福祉活動が展開しやすいように基盤整備や仕組みづくりを行います。

#### (2) 計画の普及・啓発活動

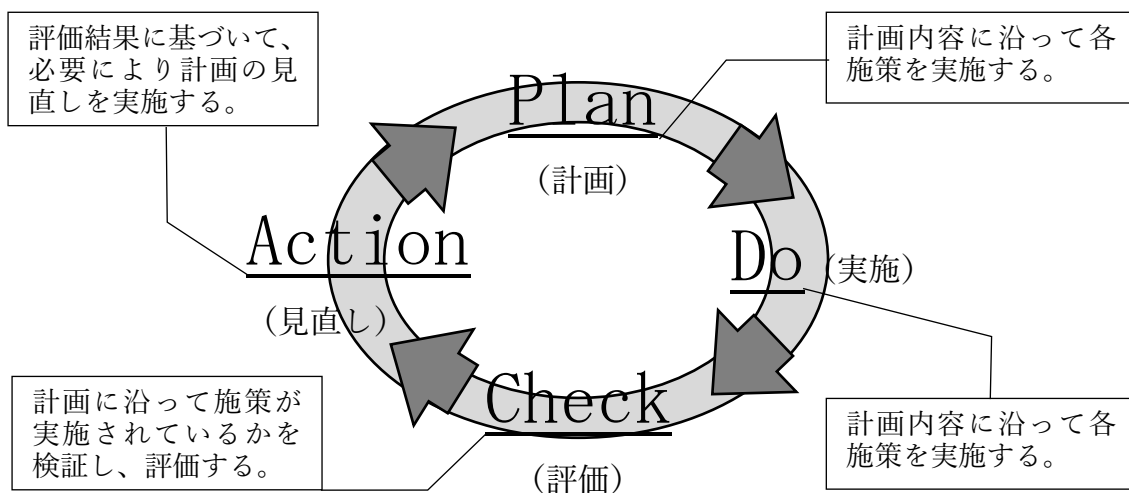
地域福祉を推進する上で、計画の目指す方向性や具体的な取組みについて、町民や計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページを通じて、広く町民に周知し、普及に努めます。

## 2 計画の進行管理・評価

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

また、「鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会」では、引き続き、計画の推進と進行管理及び進捗状況の確認など地域福祉の推進について必要な事項の検討を行い、次期計画策定につなげていきたいと考えています。



## 3 計画の見直し

町の計画は令和6年度から令和11年度までの6か年計画です。ただし、関連法令並びに国・県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。